

地域密着型小規模多機能型居宅介護事業所
小規模多機能ホームブロッサムつくれ 重要事項説明書
<令和7年4月1日現在>

1. 小規模多機能型居宅介護事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 ヒューマンケアブロッサムズ		
代表者名	橋部昌浩		
所在地・連絡先	(住所)	熊本市東区若葉1丁目33番16号	
	(電話)	096-237-9977	
	(FAX)	096-237-9978	
設立年月日	平成16年1月13日		

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	小規模多機能ホーム ブロッサムつくれ		
所在地・連絡先	(住所)	熊本県菊池郡菊陽町花立1丁目14番1号	
	(電話)	096-337-0290	
	(FAX)	096-337-0292	
事業所番号	4392600047		
管理者の氏名	上松 麻美		
開設年月日	平成22年6月1日		

(2) 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。宿泊サービスの際に利用される居室は個室ですが、2人部屋などをご希望される場合は、その旨お申し出下さい。

(ただし、ご契約者の心身の状況や居室の空き状況によりご希望にそえない場合もあります)

居室・設備の種類		広さ	室数	備考
宿 泊 室	静養室	個室	15.00㎡	9室
	パーティション室	多床室		室
		合計	135.00㎡	9室
ダイルーム	共用	121.00㎡	1ヶ所	
台 所	共用		1ヶ所	
浴 室	共用		1ヶ所	
福祉用トイレ	共用		3ヶ所	
トイレ	共用		1ヶ所	事務室内トイレ

(3) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数	区分		常勤換算後の人数(人)	職務の内容
	(人)	常勤(人)	非常勤(人)		
管理者	1	1		0.5	事業内容調整
介護支援専門員	1	1		0.5	サービスの調整・相談業務
看護職員	6	1	5	5.53	健康チェック等の医務業務
介護職員	6	4	2	4.64	日常生活の介護・相談業務
合計	14	7	7	11.17	

(4) 職員の勤務体制

従業者の職種	勤務体制	休暇
管 理 者	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	交代制
介護支援専門員	正規の勤務時間帯 (9:00~18:00) 常勤で勤務	交代制
看護職員	変動時間制 シフト表による勤務	交代制
介護職員	変動時間制 シフト表による勤務	交代制

(5)登録定員

登録定員	29人	(通いサービス定員 15人、宿泊サービス定員 9人)
------	-----	----------------------------

(6)事業の実施地域

事業の実施地域	菊池郡菊陽町
---------	--------

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(7)営業日

営業日	営業時間
年中無休	24時間
通所サービス	午前8時00分～午後8時00分
訪問サービス	随時
宿泊サービス	午後5時00分（通所より引続き）～翌朝午前9時00分

(8)基本方針

要介護者が、今までの生活環境や人間関係を出来るだけ維持した生活が送れることを目的に可能な限り自宅で安心した生活が送れるよう、通い・訪問・泊りの3つのサービス形態にて家庭的な環境と地域住民との交流の下、日常生活上必要な援助を行うことにより、要介護者の日々の暮らしの支援を行います。

また、要介護者の孤独感の解消、心身機能の維持並びに要介護者の家族の身体及び精神的負担の軽減を促せるよう、24時間切れ目のないサービス提供を行います。

(9)運営の方針

1.当事業所において提供する小規模多機能居宅介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告知の主旨及び内容に沿ったものとし、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することが出来るよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、サービスを提供します。

2.利用者一人ひとりの人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることが出来るようサービスを提供します。

3.小規模多機能居宅介護の提供にあたっては、小規模多機能居宅介護計画のに基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練並びに利用者が日常生活を営むことが出来るよう必要なサービスを提供します。

4.小規模多機能居宅介護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを趣旨とし、利用者または家族に対し、サービスの提供等について、理解しやすいように説明を行います。

5.登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡により見守り等を行うなど、登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供します。

6.利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目的を設定し、計画的に行います。

7.提供する小規模多機能居宅介護の質の評価を行うと共に、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図ります。

3. サービスの概要

(1) 介護保険の給付対象となるサービス

〈通所サービスの概要〉

事業所のサービス拠点において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①食事

・ご利用者の身体状況などにあわせて食事の支援をさせていただきます。

②入浴

・ご利用者の身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を支援する為、ご利用者の意向に応じて、入浴または清拭の機会を設けます。

(ご利用者の体調により、変更・中止となる場合があります。)

③排泄

・ご利用者の状態に合わせた排泄の介助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施し利用者の活性化を図ります。

⑤送迎

・身体の状態、地理的条件等により送迎を必要とする方については、小型車により送迎を行います。

⑥健康チェック

・血圧測定等利用者の全身状態の把握を行ないます。

⑦その他自立への支援

- ・寝たきり防止の為、できる限り離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

〈訪問サービスの概要〉

利用者の自宅にお伺いし、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

①身体介助

②生活援助

③電話等による安否確認

〈宿泊サービスの概要〉

事業所に宿泊していただき、食事、入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を提供します。

(2) 介護保険の給付対象外となるサービス

①食費（食費及び調理費）

朝食 1食 160円

昼食 1食 250円（おやつを含む）

夕食 1食 250円

上記食費の他、特別な食事の提供を行った場合は実費負担していただきます。

※宿泊サービスをご利用されないデイサービスのみご利用のお客様は別途加工費がかかります。

②宿泊費(共益費を含む)

1日あたり 3300円/泊（寝具レンタル料金を含む）

③通常の実施地域以外の送迎費

通常事業の実施地域を越えた地点から往復1kmあたり22円（1km未満は切上にて計算）

④オムツ代

実費とする

⑤イベント・レクリエーション時費用

ご希望によりイベントやクラブ活動などに参加された場合の材料費の負担（実費負担）

⑥複写物の交付

サービス提供についての記録の複写が必要な場合 1枚 11円

〈その他のサービス〉

上記の他、日常生活上通常必要なものであって、ご利用者に負担していただくことが適当と認められるものについては、実費用等を負担していただくことがあります。

4. 費用

(1) 介護保険給付対象サービス

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1～3割が利用者の負担額となります。お客様の利用者負担額については、契約書別紙サービス内容説明書に記載します。

要支援1	34,500円/月	うち一割負担分 (3,450円/月)
	31,090円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (3,109円/月)
要支援2	69,720円/月	うち一割負担分 (6,972円/月)
	62,810円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (6,281円/月)
要介護1	10,4580円/月	うち一割負担分 (10,458円/月)
	94,230円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (9,423円/月)
要介護2	153,700円/月	うち一割負担分 (15,370円/月)
	138,490円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (13,849円/月)
要介護3	223,590円/月	うち一割負担分 (22,359円/月)
	201,440円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (20,144円/月)
要介護4	246,770円/月	うち一割負担分 (24,677円/月)
	222,330円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (22,233円/月)
要介護5	272,090円/月	うち一割負担分 (27,209円/月)
	245,160円/月 (同一建物に居住する者にサービスを行う場合)	うち一割負担分 (24,516円/月)

小規模サービスの利用料は月額制とします。月途中から登録した場合、または月途中で登録を終了※した場合、利用者は登録した期間に応じて1カ月を30.4日とした日割り料金をお支払いいただきます。

※ 月途中で要介護度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

(2) 介護保険給付対象外サービス

介護保険が適用されない場合は全額 (10割) お支払いいただきます。

(3) 加算について

◆初期加算 初期加算 30単位/日
◆認知症加算 認知症加算（Ⅰ） 920単位/月 認知症加算（Ⅱ） 890単位/月 認知症加算（Ⅲ） 760単位/月 認知症加算（Ⅳ） 460単位/月
◆看護職員配置加算 看護職員配置加算（Ⅰ） 900単位/月 看護職員配置加算（Ⅱ） 700単位/月 看護職員配置加算（Ⅲ） 480単位/月
◆看取り連携体制加算 64単位/日
◆サービス提供体制強化加算 サービス提供体制強化加算（Ⅰ） 750単位/月 サービス提供体制強化加算（Ⅱ） 640単位/月 サービス提供体制強化加算（Ⅲ） 350単位/月
◆総合マネジメント体制強化加算 総合マネジメント体制強化加算（Ⅰ） 1200単位/月 総合マネジメント体制強化加算（Ⅱ） 800単位/月
◆生産性向上推進体制加算 生産性向上推進体制加算（Ⅰ） 100単位/月 生産性向上推進体制加算（Ⅱ） 10単位/月
◆訪問体制強化加算 1000単位/月
◆認知症行動・心理症状緊急対応加算 200単位/日（7日間限定）
◆若年性認知症利用者受入加算 800単位/月
◆看取り連携体制加算 64単位/日
◆生活機能向上連携加算
◆介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 14.9%

(4) 支払い方法

- ①現金の場合 サービス提供時にその都度、もしくは月に1度定めた日にまとめて徴収いたします。
※現金受領の際、領収証を発行します。
- ②送金の場合 5日までにお支払額をお知らせいたしますので10日までに下記の口座へ振込お願いしま
【銀行振込みの場合】

肥後銀行 健軍支店 普通口座 1718058 株式会社 ヒューマンケアプロッサムズ 代表取締役 橋部昌浩

- ③自動口座振替の場合
利用者の銀行口座より毎月28日に自動引落しいたします。

5. 小規模多機能型居宅介護計画について

小規模多機能型居宅介護サービスは、利用者一人ひとりの人格を尊重し、住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを柔軟に組み合わせることにより、地域での暮らしを支援するものです。

事業者は、ご契約者の状況に合わせて適切にサービスを提供するために、ご契約者と協議の上で小規模多機能型居宅介護計画を定め、またその実施状況を調査します。計画の内容及び調査結果等は書面に記載してご契約者に説明の上交付します。

<利用の中止、変更、追加>

小規模多機能型居宅介護サービスは、小規模多機能型居宅介護計画に定められた内容を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適時適切に通いサービス、訪問サービスまたは宿泊サービスを組み合わせて介護を提供するものです。

利用予定日の前に、ご契約者の都合により、小規模多機能型居宅介護サービスの利用を中止または変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

この場合には原則としてサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

サービスの変更の申し出に対して、従業者の稼働状況により、甲の希望する日時にサービス提供ができない場合があります。介護保険の対象となるサービスについては、利用料金は1ヶ月ごとの包括費用(定額)のため、サービスの利用回数等を変更された場合も1ヶ月の利用料は変更されません。

6. サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1)当事業所における苦情やご相談

当事業所お客様相談窓口	窓口責任者	谷口雄介(ブロッサムお客様センター)
	ご利用時間	9:00~17:00(土曜日曜日除く)
	ご利用方法	Tel : 096-243-0009 Fax : 096-337-0292 面接 (当事業所相談室) 苦情箱 (玄関に設置)

(2)行政機関その他苦情受付機関

菊陽町役場 福祉生活部健康・保健部	所在地	熊本県菊池郡菊陽町大字久保田2800 (本館1階)
	電話番号	Tel : 096-232-4912 (代表電話) FAX : 096-232-4923
	受付時間	9 : 00 ~ 17 : 00
熊本県国民健康保険 団体連合会	所在地	熊本県熊本市東区健軍2丁目4番10号
	電話番号	Tel : 096-365-0811 (代表) Fax : 096-365-4188
	受付時間	9 : 00 ~ 17 : 00

7. 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかにお客様の主治医、救急隊、緊急時連絡先、ご家族等へ連絡をします。

主治医	病院名及び 所在地	
	氏名	
	電話番号	
緊急時連絡先 (家族等)	氏名 (続柄)	
	住所	
	電話番号	

8. 運営推進会議の設置

当事業所では、小規模多機能型居宅介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため、下記のとおり運営推進会議を設置しています。

構成	利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域包括支援センター職員 小規模多機能型居宅介護について知見を有する者等
開催	概ね隔月で開催
会議録	運営推進会議の内容、評価、要望、助言等について記録を作成します。

9. 協力医療機関、バックアップ施設

当事業所では、各利用者との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

医療機関	病院名	八景水谷クリニック
	所在地	熊本県熊本市八景水谷1-31-16
	電話番号	096-344-8811
	診療科目	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、外科、呼吸器外科、リハビリテーション科、放射線科
医療機関	病院名	
	所在地	
	電話番号	
	診療科目	

10. 非常火災時の対応

非常火災時には、別途定める消防計画及び緊急時対応マニュアルに則って対応を行ないます。

また、別途定める消防計画にのっとり、年2回夜間及び昼間を想定した避難訓練を、利用者の方も参加して行ないます。

	設備名称	個数等	備考
避難訓練及び防災設備	自動火災報知機	あり	
	誘導灯・非常灯	あり	
	消火器	7箇所	
	スプリンクラー	あり	
	熊本市消防署への届出日：令和 年 月 日 防火管理者：坂口淳一郎		

11. サービス利用にあたっての留意事項

居室・設備・器具の利用	施設内の居設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。
迷惑行為等	他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
所持金品の管理	所持金品は、自己の責任で管理してください。
宗教活動・政治活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
喫煙	決められた場所以外での喫煙はご遠慮ください。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 年 月 日

事業者	住 所	熊本市東区若葉 1 丁目33番16号	
	事業者（法人）名	株式会社 ヒューマンケアブロッサムズ	
	施設名	小規模多機能ホーム ブロッサムつくれ	
	（事業所番号）	4392600047	
	代表者名	橋 部 昌 浩	印
説明者	職 名	管理者	
	氏 名	上松 麻美	印

私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、小規模多機能型居宅介護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者	住 所		
	氏 名		印
代理人	住 所		
（選任した場合）	氏 名		印